１号中「により」を「若しくは経過リース期間定額法（法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和７年政令第121号）附則第７条第２項（減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）に規定する経過リース期間定額法をいう。以下この記載要領において同じ。）により」に改め、同欄七号(2)中「又はリース資産」を「又は当該リース資産若しくは経過リース資産」に改め、同号を同欄十号とし、同欄六号を同欄九号とし、同欄五号を同欄八号とし、同欄四号中「を採用して」を「又は経過リース期間定額法を採用して」に改め、同号を同欄六号とし、同号の次に次の１号を加える。

7　「当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19))×(25)/(24)　(26)」の欄の記載については、次によること。

(1)　そのよるべき償却の方法として旧国外リース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「、(16)又は(19)」を消すこと。

(2)　そのよるべき償却の方法として旧リース期間定額法又は経過リース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「(10)、」及び「又は(19)」を消すこと。この場合において、「残価保証額　(15)」の金額が０であり、かつ、「当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19))×(25)/(24)　(26)」の金額が、「取得価額又は製作価額　(12)」の欄の金額（第10号(1)の規定により同欄に外書きすることとなる金額がある場合には、当該金額を加えた金額）から当該金額のうち当該事業年度前の事業年度において損金の額に算入された金額及び１円を控除した金額を超えることとなるときは、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載すること。

(3)　そのよるべき償却の方法としてリース期間定額法を採用している減価償却資産にあつては、「(10)、(16)又は」を消すこと。この場合において、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和９年４月１日以後に締結されたものであり、かつ、「当期分の普通償却限度額 ((10)、(16)又は(19))×(25)/(24)　(26)」の金額が、「取得価額　(17)」の欄の金額（第10号(1)の規定により同欄に外書きすることとなる金額がある場合には、当該金額を加えた金額）から当該金額のうち当該事業年度前の事業年度において損金の額に算入された金額及び１円を控除した金額を超えることとなるときは、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載すること。